【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	２０２５年８月１９日
【計算期間】	第21期（自　2024年５月21日　至　2025年５月19日）
【ファンド名】	スパークス・ジャパン・オープン
【発行者名】	スパークス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　阿部　修平
【本店の所在の場所】	東京都港区港南一丁目２番70号　品川シーズンテラス
【事務連絡者氏名】	田中　美紀子
【連絡場所】	東京都港区港南一丁目２番70号　品川シーズンテラス
【電話番号】	０３－６７１１－９２００
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

当ファンドは、主としてスパークス・日本株式・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）を通じて、日本の株式に投資し、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行います。

② 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができるものとします。なお、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

③ 基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類方法において、「追加型投信／国内／株式」に分類されます。

※当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

＜商品分類表＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信		不動産投信
	内外	その他資産（　　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

＜商品分類定義＞

１．単位型投信・追加型投信による商品分類	：	追加型投信 ※一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
２．投資対象地域による商品分類	：	国内 ※目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
３．投資対象資産（収益の源泉）による商品分類	：	株式 ※目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

＜属性区分表＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年１回	グローバル	ファミリーファンド
一般	年２回	日本	ファンド・
大型株	年４回	北米	オブ・ファンズ
中小型株	年６回	欧州	
債券	(隔月)	アジア	
一般	年12回	オセアニア	
公債	(毎月)	中南米	
社債	日々	アフリカ	
その他債券	その他	中近東	
クレジット属性	(　)	(中東)	
(　)		エマージング	
不動産投信			
その他資産			
(投資信託証券			
(株式 一般))			
資産複合			
(　)			

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

（注）ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産へ投資しますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

＜属性区分定義＞

・投資対象資産による属性区分　：その他資産（投資信託証券（株式　一般））
※目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて主として株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものに投資する旨の記載があるものをいいます。

・決算頻度による属性区分　：年１回
※目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。

・投資対象地域による属性区分　：日本
※目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資形態による属性区分　：ファミリーファンド
※目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

※上記の記載は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づく商品分類および属性区分を、委託会社が目論見書又は約款の記載内容等にて、分類し記載しております。
なお、当ファンドが該当しない商品分類および属性区分につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

④　ファンドの特色

1　日本の株式市場全体を主な投資対象とし、ベンチマークを設定せず、スパークス・アセット・マネジメントが積極的に運用するファンドです。

◆金融商品取引所上場株式に投資を行います。

◆時価総額や業種、投資テーマ等の制約を設けず、複数の視点から中長期的に企業価値を高めることが可能と思われる企業に投資し、ベンチマークを設定せず、積極的な運用を行います。

2　徹底的なボトムアップ・リサーチにより投資先企業を選別します。

◆スパークスは、1989年の創業以来「マクロはミクロの集積である。」という投資哲学を一貫して継続しており、徹底した個別企業のボトムアップ・リサーチにより、独自の視点で企業価値を実態面から計測します。

◆ボトムアップ・リサーチにより自信のある銘柄にのみ投資を行い、必要以上の分散投資は行いません。結果として基本的な組入れ銘柄数を50～70銘柄程度とする少数精鋭のポートフォリオ運用を行います。

3　サステナビリティ（持続可能性）の観点を考慮した運用を行います。

◆社会全体の未来を見据えた企業経営を志向し、事業利益の最大化を図ることが期待できる、持続可能性の高い企業に投資を行います。

◆企業との対話により、投資先企業の持続的成長を促し、ファンドの長期的なリターンの創出を目指します。

運用の特徴

＜スパークスの投資アプローチ＞

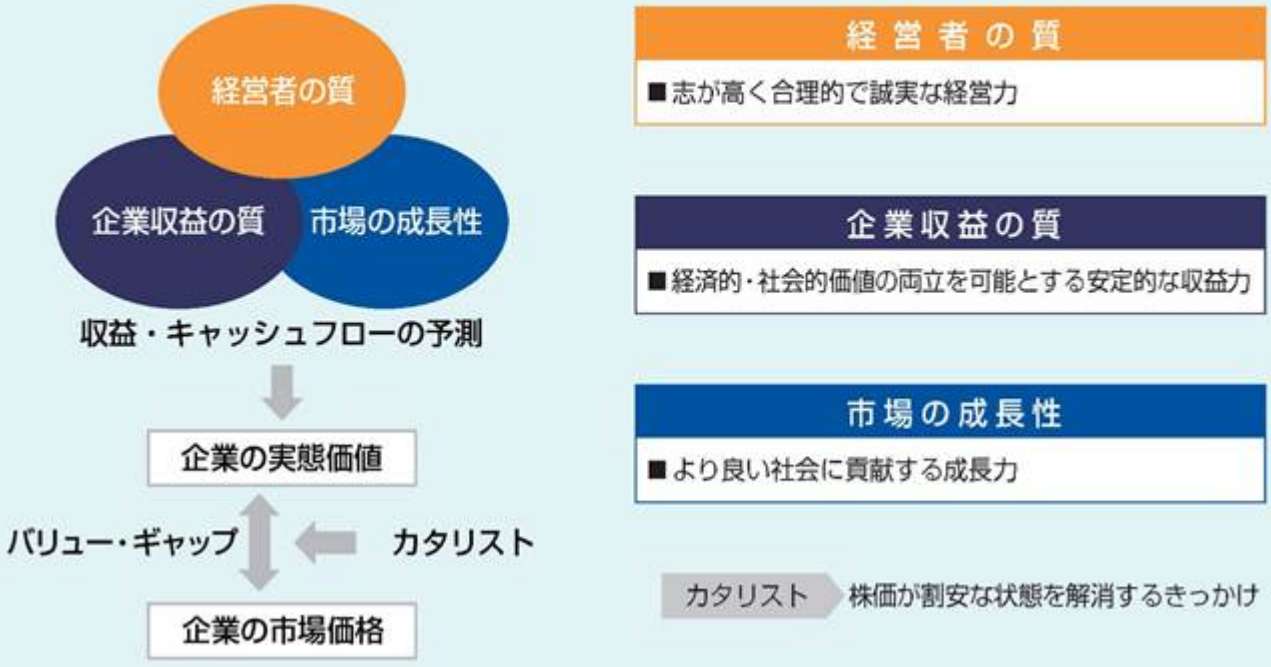

対話を重視した投資戦略

投資先企業の企業価値向上を目的とした“対話”を行います。
対話を通じて、企業が抱える問題に気づきをもたらしたり、投資先企業との信頼関係を構築することで企業価値向上を後押しします。

※上記は当ファンドの投資戦略の理解を深めていただくためのイメージ図です。全てのケースに当てはまるものではなく、当ファンドの将来の結果をお約束するものではありません。
出所：スパークス・アセット・マネジメント

銘柄選定プロセス

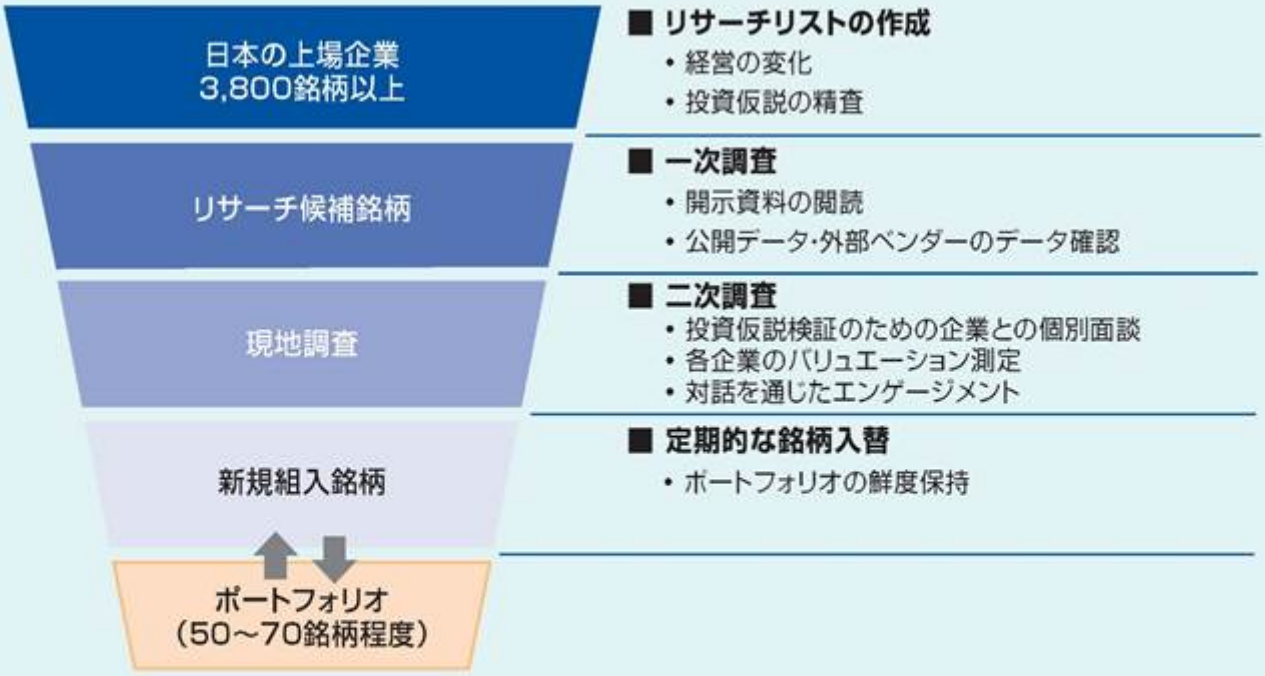

※上記は当ファンドの投資戦略の理解を深めていただくためのイメージ図です。全てのケースに当てはまるものではなく、当ファンドの将来の結果をお約束するものではありません。
2025年5月末日現在

市場動向やファンドの資金動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

スパークス・アセット・マネジメント株式会社について

一貫した投資哲学と運用プロセスを実践する独立系運用会社です。
スパークスは、1989年の創業以来、株式市場を取り巻く環境がいかに厳しくとも「マクロはミクロの集積である」という投資哲学の下、ボトムアップ・リサーチを行っております。

親会社であるスパークス・グループ株式会社は旧JASDAQ市場（銘柄コード8739）に2001年12月に運用会社として初めて上場いたしました。

(2)【ファンドの沿革】

2004年５月20日	信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始
2006年10月１日	ファンドの委託会社としての業務をスパークス・アセット・マネジメント投信株式会社からスパークス・アセット・マネジメント株式会社へ承継。
2013年８月20日	信託期間終了日を2024年５月17日に変更（当初は2014年５月19日まで）
2019年８月20日	信託期間終了日を2034年５月19日に変更
2023年８月19日	信託期間終了日を2045年５月19日に変更

(3)【ファンドの仕組み】

ファミリーファンド方式※により、金融商品取引所上場株式への実質的投資を行います。
※ファミリーファンド方式とは、投資者の皆さまからお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

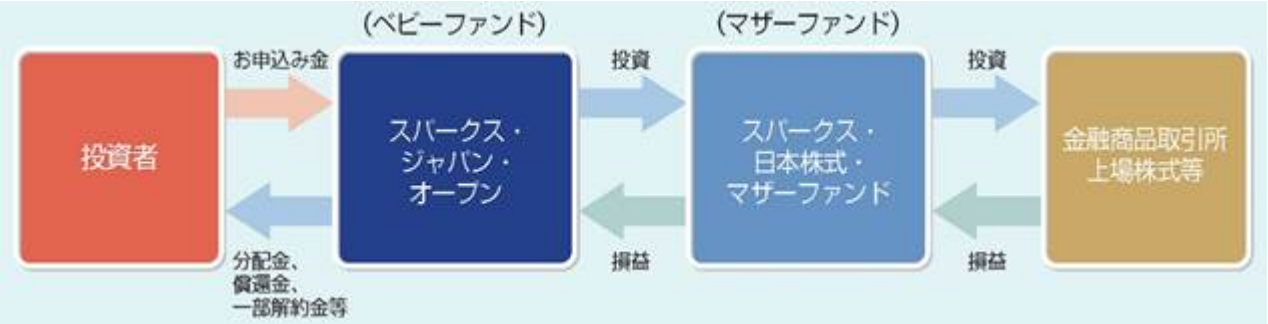

① ファンドの関係法人

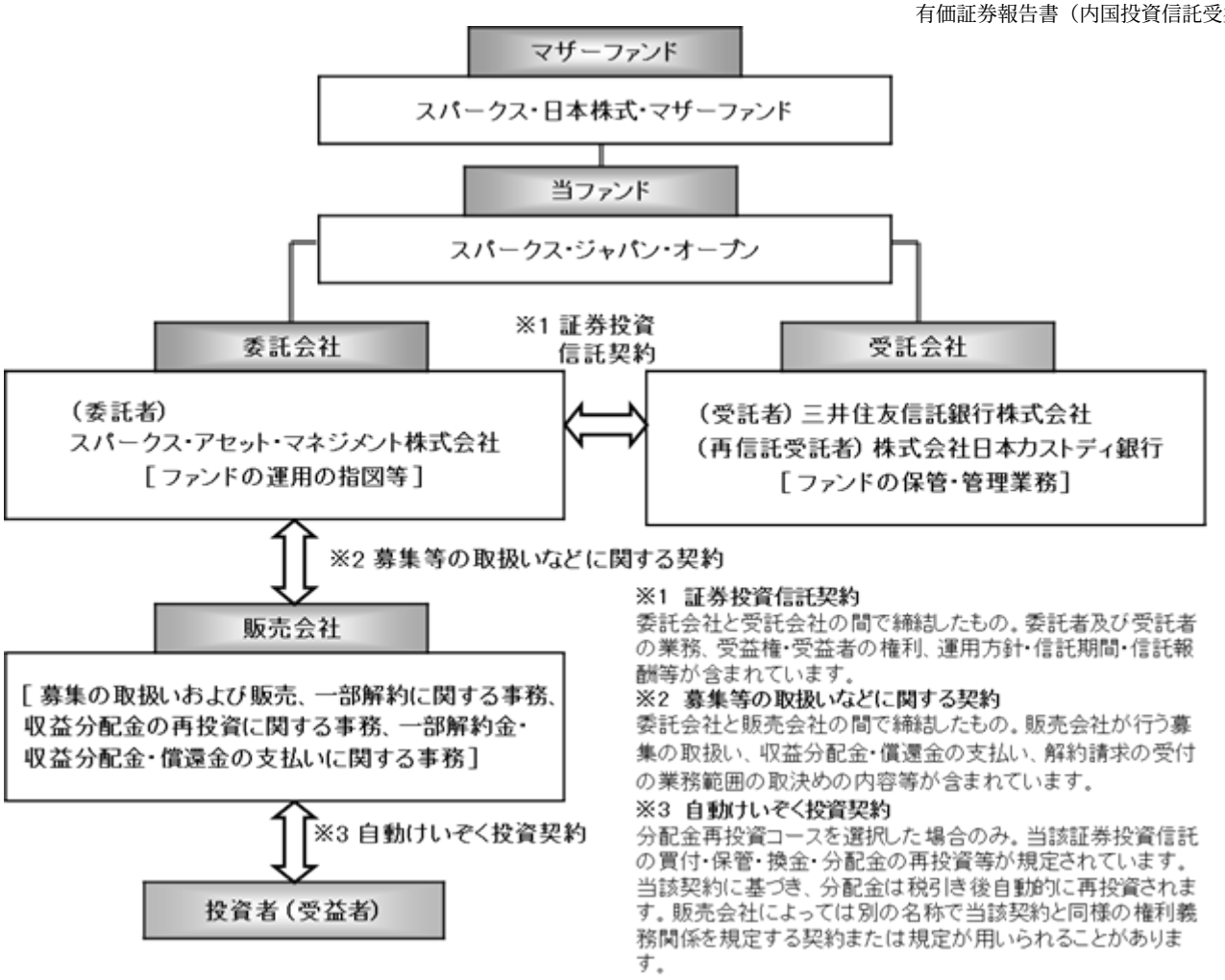

② 委託会社の概況

a．資本金　　25億円（2025年５月末日現在）

b．会社の沿革

2006年　４月　持株会社への移行に伴い、スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社の子会社として、スパークス分割準備株式会社を設立。

2006年　１０月　商号をスパークス・アセット・マネジメント株式会社に変更。
投資顧問業及び投資一任契約に係る業務並びに投資信託委託業をスパークス・アセット・マネジメント投信株式会社（現スパークス・グループ株式会社）より会社分割により承継。

2010年　７月　スパークス証券株式会社を吸収合併し、第一種金融商品取引業を開始。

c．大株主の状況（2025年５月末日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
スパークス・グループ株式会社	東京都港区港南一丁目２番70号 品川シーズンテラス	50,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① マザーファンドの受益証券への投資を通じて、以下の投資態度で臨みます。

② 時価総額や業種、投資テーマ等の制約を設けず、複数の視点から中長期的に企業価値を高めることが可能と思われる企業に投資し、ベンチマークを設定せず、積極的な運用を行います。

③ 投資にあたっては、徹底した個別企業のボトムアップ・リサーチにより、独自の視点で企業価値を実態面から計測します。ボトムアップ・リサーチにより自信のある銘柄にのみ投資を行い、必要以上の分散投資は行いません。結果として基本的な組入れ銘柄数を50～70銘柄程度とする少数精鋭のポートフォリオ運用を行います。

④　株式の実質組入れ比率は信託財産総額の50%超を基本とし、原則として高位の比率を保ちます。また、株式以外の資産への投資は、原則として、信託財産総額の50%以下とします。ただし、当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には上記のような運用が出来ない場合があります。

⑤　有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

⑥　異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）ならびに金利先渡取引を行うことができます。

(2)【投資対象】

①　主としてスパークス・日本株式・マザーファンドの受益証券への投資を通じて、金融商品取引所上場株式に実質的に投資します。また、金融商品取引所上場株式に直接投資することもあります。詳しい投資対象は以下の通りです。

１）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）（約款第19条）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図及び金利先渡取引の運用指図に限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

２）次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②　投資対象とする有価証券（約款第20条第１項）

委託会社は、信託金を主としてスパークス・アセット・マネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託「スパークス・日本株式・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券に投資するほか、次の有価証券に投資することを指図します。

１）株券

２）国債証券

３）地方債証券

４）特別の法律により法人の発行する債券

５）社債券（新株予約権証券と社債券とが一体となった新株予約権付社債券（以下「分離型新株予約権付社債券」といいます。）の新株予約権証券を除きます。）

６）特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７）特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

８）協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

９）特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第１項第８号で定めるものをいいます。）

10）コマーシャル・ペーパー

11）新株予約権証券（分離型新株予約権付社債券の新株予約権証券を含みます。以下同じ。）

12）外国または外国の者の発行する証券または証書で、1）から11）の証券または証書の性質を有するもの

13）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

14）投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

15）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16）オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17）預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18）外国法人が発行する譲渡性預金証書
19）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20）抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
21）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22）外国の者に対する権利で21）の有価証券の性質を有するもの

なお、１）の証券または証書、12）ならびに17）の証券または証書のうち１）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２）から６）までの証券および12）ならびに17）の証券または証書のうち２）から６）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13）の証券および14）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③　投資対象とする金融商品（約款第20条第2項、第3項）

上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

１）預金
２）指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３）コール・ローン
４）手形割引市場において売買される手形
５）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６）外国の者に対する権利で上記５）の権利の性質を有するもの

上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、１）から６）までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④　その他の投資対象

１）先物取引等の運用指図（約款第26条）

(a) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、もしくは信託財産において投資を予定している有価証券を一時的に代替するため、有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。

(b) 委託会社は、金利に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

２）スワップ取引の運用指図（約款第27条）

(a) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、もしくは信託財産において投資を予定している有価証券を一時的に代替するため、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。

(d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

3）金利先渡取引の運用指図（約款第28条）

(a) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、もしくは信託財産において投資を予定している有価証券を一時的に代替するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(b) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(d) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(3)【運用体制】

① ファンドの運用体制（2025年５月末日現在）

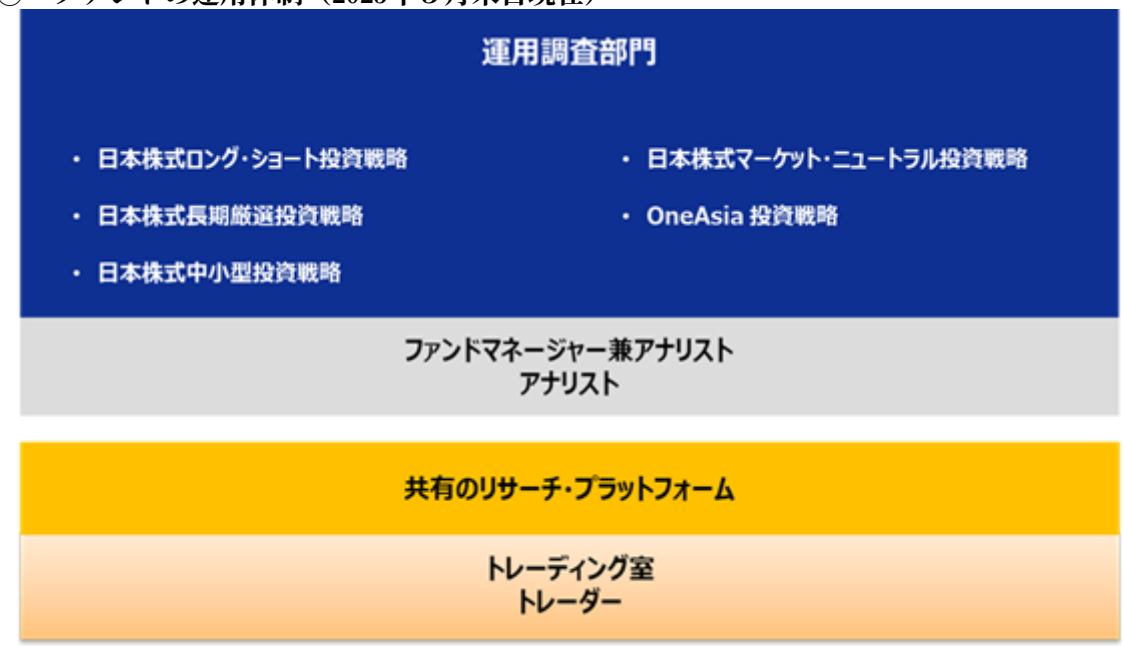

当社においては、創業以来「マクロはミクロの集積である。」との一貫した投資哲学の下、運用調査の担当者自身が個々の企業に対して経営者との面談を含む深度ある調査を積み重ねています。その知見と経験に基づく個々の企業の投資価値に対する高い評価能力が、当ファンドの銘柄選択と投資判断を支えております。調査結果及びその分析と評価等は、運用調査に携わるファンド・マネージャーとアナリストが共有し、その内容を検討し、調査や評価の手法と能力の向上にチームとして取組み、個人の力量に過度に依存しない安定的な運用体制の維持に努めております。従って、当社が運用するファンドの投資判断を担うためには、その基盤となる調査や評価について当社固有の知見や手法を会得する必要があり、ファンド・マネージャーには、他社における運用経験だけでは不十分であり、当社での十分な調査経験が必要とされます。

当ファンドは、担当ファンド・マネージャーが日々の具体的な運用を担当します。

② 意思決定プロセス

ａ． ファンド・マネージャーは、チーム全体での調査活動等の成果を踏まえ、投資環境の分析、期待リターンとリスクの予測や当ファンドに対する設定や解約の動向分析などを実施し、当ファンドの約款等の定めを遵守して「運用計画書」を作成し、「投資政策委員会」（10～20名程度）での審議を求めます。

ｂ． 投資政策委員会は、当社取締役会で指名された者が主催し、各ファンド・マネージャーから提出された運用計画書をリスク管理部門、リーガル・コンプライアンス部門等の責任者と共に審議します。

ファンド・マネージャーは、承認された運用計画書に基づき日々の具体的な投資活動を行います。投資政策委員会は原則として月２回開催される他、必要に応じ臨時に開催されます。

ｃ．　上記の意思決定プロセスは、当社取締役会が定めた「投資信託に係る運用管理」に関する規程及び「投資政策委員会」に関する規程に基づきます。投資政策委員会の運営状況は「コンプライアンス委員会」（10～20名程度）においても確認の上、取締役会に報告され、適正な業務運営の確保に努めております。

③　議決権の行使指図に関する基本的考え方

当ファンドは、主として個々の企業に対する調査を重視した銘柄選択と投資判断に基づく運用を行っており、当該企業の経営方針等に賛同できる企業を投資先として選定した場合には、会社提案に賛成の意思表示を行うのが通常ですが、指図に先立ち、全ての議案につき株主利益の向上に資するかを検証しております。なお、行使ガイドラインと運営プロセスは社内で規則化されており、議決権の適切な行使に務めております。

④　委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

受託会社（再信託受託会社を含む）からは、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を定期的に受領して検証し、必要な場合には受託会社の運営体制を実査することとしております。

※上記の（3）運用体制は、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

年１回の決算時（原則として５月19日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①　分配対象額の範囲

経費控除後の利子、配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②　分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には分配を行わないこともあります。

③　留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※上記の分配方針は将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

＊　分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して５営業日目までに支払いを開始します。「分配金再投資コース」をお申込の場合は、分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

①　信託約款で定める投資制限

１）株式への実質投資割合には、制限を設けません。（約款　運用の基本方針　2.運用方法　(3)投資制限①）

２）外貨建資産への投資制限（約款　運用の基本方針　2.運用方法　(3)投資制限③）

外貨建資産への投資は行いません。

３）投資信託証券への投資制限（約款第20条第4項）

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

上記の信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

4）新株予約権証券への投資制限（約款第20条第5項）

委託会社は、信託財産に属する新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

上記の信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

5）同一銘柄の株式への投資制限（約款第23条第1項）

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

上記の信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

6）同一銘柄の新株予約権証券への投資制限（約款第23条第2項）

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

上記の信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

7）同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款第24条）

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

上記の信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

8）投資する株式等の範囲（約款第22条）

(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) 上記(a) の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

9）信用取引の指図範囲（約款第25条）

(a) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) 上記(a) の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付に係る建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 上記(b) において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付に係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(d) 信託財産の一部解約等の事由により、当該売付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付に係る建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

10) 有価証券の貸付けの指図および範囲（約款第29条）

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

(i) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

(ii) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(b) 上記(a) 各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

11) 有価証券の空売りの指図範囲（約款第30条）

(a) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、信託財産において有しない有価証券または12) の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) 上記(a) の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により上記(b) の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

12) 有価証券の借入れ（約款第31条）

(a) 委託会社は、11) の売付けの指図のため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(b) 上記(a) の借入れの指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

(d) 借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

13) 資金の借入れ（約款第38条）

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の

当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

(c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

14）デリバティブ取引等の投資制限（約款　運用の基本方針　２．運用方法　（３）投資制限の⑪）

金融商品取引法第２条第20項に定める取引（以下、「デリバティブ取引」といいます。）については、ヘッジ目的に限定して行うものとし、一般社団法人投資信託協会の規則の定めに従い、デリバティブ取引等（デリバティブ取引および新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）の残高に係る想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。

15）信用リスク集中回避のための投資制限（約款　運用の基本方針　２．運用方法　（３）投資制限の⑫）

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

② 法令で定める投資制限

ａ．デリバティブ取引に関する投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

ｂ．同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第９条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託会社指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ｃ．信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号の２）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした指図を行わないものとします。

上記を管理する方法として、一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則　信用リスク集中回避のための投資制限」において規定される一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととといたします。

（参考）親投資信託：スパークス・日本株式・マザーファンドの投資方針

(1) 基本方針

当ファンドは日本の株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行います。

(2) 運用方法

① 投資対象

金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

② 投資態度

1）時価総額や業種、投資テーマ等の制約を設けず、複数の視点から中長期的に企業価値を高めることが可能と思われる企業に投資し、ベンチマークを設定せず、積極的な運用を行います。

2）投資にあたっては、徹底した個別企業のボトムアップ・リサーチにより、独自の視点で企業価値を実態面から計測します。ボトムアップ・リサーチにより自信のある銘柄にのみ投資を行い、必要以上の分散投資は行いません。結果として基本的な組入れ銘柄数を50～70銘柄程度とする少数精鋭のポートフォリオ運用を行います。

3）株式の組入れ比率は信託財産総額の50%超を基本とし、原則として高位の比率を保ちます。また、株式以外の資産への投資は、原則として、信託財産総額の50%以下とします。ただし、当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には上記のような運用が出来ない場合があります。

4）有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

5）異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）ならびに金利先渡取引を行うことができます。

③ 投資制限

1）株式への投資には、制限を設けません。

2）新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

3）外貨建資産への投資は行いません。

4）投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の５%以内とします。

5）同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

6）同一銘柄の新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の５%以内とします。

7）同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

8）有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行います。

9）スワップ取引は約款第20条の範囲で行います。

10）金利先渡取引は約款第21条の範囲で行います。

11）金融商品取引法第２条第20項に定める取引（以下、「デリバティブ取引」といいます。）については、ヘッジ目的に限定して行うものとし、一般社団法人投資信託協会の規則の定めに従い、デリバティブ取引等（デリバティブ取引および新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）の残高に係る想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。

12）一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

当ファンドはマザーファンド受益証券への投資等を通じて、株式などの値動きのある有価証券に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。**従って、投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。**従って、預金保険の対象外です。また、登録金融機関による販売の場合は投資者保護基金の支払いの対象ではありません。

(1) 株価変動リスク

一般に株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況、国内および国際的な政治・経済情勢等に応じて変動します。従って、当ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があり、これらの価格変動または流動性に予想外の変動があった場合、重大な損失が生じる場合があります。

(2) 中小型株式等への投資リスク

当ファンドは、中小型株式等へも投資します。こうした株式は、比較的新興であり、発行済株式時価総額が小さく、売買の少ない流動性の低い株式が少なくありません。その結果、こうした株式への投資はボラティリティ（価格変動率）が比較的高く、また流動性の高い株式に比べ、市況によっては大幅な安値で売却を余儀なくされる可能性があることから、より大きなリスクを伴います。

(3) 信用リスク

組入れられる株式や債券等の有価証券やコマーシャル・ペーパー等短期金融商品は、発行体に債務不履行が発生あるいは懸念される場合には価格が下がることがあり、また、投資資金を回収できなくなることがあります。

(4) 派生商品取引のリスク

当ファンドは先物取引などの派生商品に投資することがあります。これらの運用手法は、価格変動リスクを回避する目的等で用いられることがありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

(5) 一部解約による資金流出に伴うリスク

当ファンドの一部解約による資金流出に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。大量の解約があった場合、解約代金を手当てするため保有有価証券を売却しなければならないことがあります。その際には市場動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動することがあります。なお、当ファンドはマザーファンドの受益証券への投資を通じて運用を行いますので、同じマザーファンドに投資する他のベビーファンドの資金流出入の影響を受ける場合があります。

(6) 運用制限に伴うリスク

当ファンドの運用は、規制上または社内方針等により売買を制限されることがあります。委託会社またはその関連会社（以下「委託会社グループ」）が投資を行っている（検討している場合を含む）銘柄も含め、特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限される場合があります。また委託会社グループが行う投資または他の運用業務に関連して、当ファンドにおいて投資にかかる売買を制限されることがあります。従って、これらにより当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

＜その他の留意事項＞

●システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により閉鎖されることがあります。このような場合、一時的に換金等ができないこともあります。また、これらにより、一時的にファンドの運用方針に基づく運用ができなくなるリスクなどもあります。

●法令・税法・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税法・会計方針などは、今後変更される場合があります。

●購入・換金申込等に関する留意点

・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込受付を中止することができます。

・信託財産の資金管理を円滑に行うため、１顧客１日当たりの換金の金額に制限を設ける場合や、一定の金額を超える換金の申込の受付時間に制限を設ける場合があります。

※基準価額の変動要因（投資リスク）は、上記に限定されるものではありません。

＜その他の留意点＞

・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。収益分配の支払いは、信託財産から行われます。従って純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

＜リスクの管理体制＞

・委託会社では、投資リスクを適切に管理するため、運用部門ではファンドの特性に沿ったリスク範囲内で運用を行うよう留意しています。また、運用部門から独立した管理担当部門によりモニタリング等のリスク管理を行っています。

・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

・取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

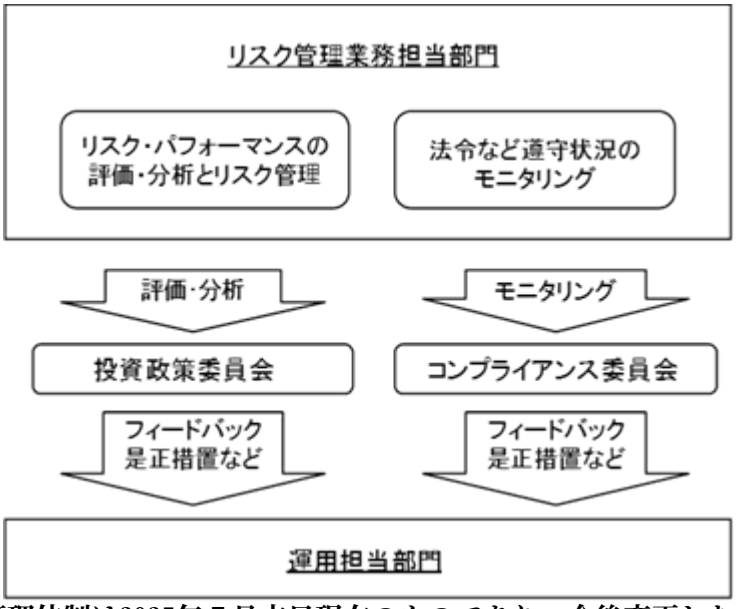

※上記リスク管理体制は2025年５月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜参考情報＞

■当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移
(2020年6月～2025年5月)

※上記グラフは、2020年6月～2025年5月の5年間の各月末における分配金再投資基準価額の直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

■当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較
(2020年6月～2025年5月)

※上記グラフは、2020年6月～2025年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、当ファンドと代表的な資産クラスの騰落率を定量的に比較できるように作成しています。
当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
東証株価指数（TOPIX）は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。TOPIXは、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、JPXはTOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

日本国債：NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFRC」といいます。）が公表している指数で、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、NFRCおよびその許諾者に帰属します。NFRCは、ファンドの運用成果等に関し、一切責任ありません。

先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

新興国債：FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)
FTSE新興国市場国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

※上記指数はファクトセットより取得しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

購入申込受付日の基準価額に3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、収益分配金の再投資により取得する口数について手数料はかかりません。

申込手数料は、商品の説明、販売の事務等の対価として販売会社が受け取るものです。

※　ファンドの申込手数料等の詳細については、下記の委託会社の照会先または販売会社までお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

スパークス・アセット・マネジメント株式会社
〔ホームページ〕https://www.sparx.co.jp/
〔電話番号〕　03-6711-9200
（受付時間：営業日の９：00～17：00）

(2)【換金（解約）手数料】

換金（換金）時の手数料はありません。

ただし、換金（解約）時に換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額※（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）が差し引かれます。

※　信託財産留保額とは、解約に伴う資産売却などに対応するコストを換金時にご負担いただくものです。信託財産留保額は、ファンドに留保されるものであり、これにより、換金した受益者と保有を継続される受益者との公平性を図るものです。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年率1.518%（税抜1.38%）を乗じて得た金額とします。

運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

信託報酬に係る委託会社、販売会社および受託会社の間の配分は次の通りです。

（内訳：税抜）

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.80%	年率0.50%	年率0.08%

＜支払先の役務の内容＞

委託会社	販売会社	受託会社
ファンドの運用、開示書類等の作成、基準価額の算出等の対価	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価

信託報酬の支払いは、毎計算期間の最初の６ヵ月終了時および毎計算期末に当該終了日までに計上された金額ならびに信託の終了時に終了日までに計上された金額が信託財産中から支弁されます。また信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

※　委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。

信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行なうファンドの募集・販売の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬はファンドから受託会社に対して支弁されます。

(4)【その他の手数料等】

ファンドにかかる信託財産に関する租税及び信託事務の処理等に関する諸費用（マザーファンドに関連して生じた費用のうち、マザーファンドにおいて負担せず、かつ委託会社の合理的な判断によりこの信託

に関連して生じたものと認めるものを含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用
② 信用取引や先物取引、オプション取引等に要する費用
③ 保管費用等
④ 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用
⑤ 信託財産に関する租税
⑥ 信託事務の処理に要する諸費用
⑦ 受託会社の立替えた立替金の利息
⑧ その他下記の諸費用
1）受益権等の管理事務に関連する費用等
2）有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書（これらの訂正も含みます）の作成、印刷および提出に係る費用
3）目論見書（仮目論見書）および、販売用資料、商品内容説明資料の作成、印刷および交付に係る費用
4）信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5）運用報告書の作成、印刷および提供等に係る費用
6）この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
7）この信託の法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
8）会計監査費用（※会計監査費用は、ファンドの監査人に対する報酬および費用です。）

上記①から⑦の費用等については、その都度信託財産から支弁されます。

なお、委託会社は、上記⑧のその他下記の諸費用の支払を信託財産のために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.11%（税抜0.10%）を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際の金額のいかんにかかわらず、信託財産より受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期間中に随時、上記の料率の範囲内で諸費用の年率を見直して、それを変更することができます。

上記⑧のその他下記の諸費用は、信託の計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用ならびに当該諸費用に対する消費税相当額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

＜投資対象とするマザーファンドに係る主な費用＞

・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
・信託事務の処理に要する諸費用
・信託財産に関する租税　など

※上記①～②は、有価証券の売買の際、売買仲介人に支払う手数料等に係る費用です。
※上記③～⑦は、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息等に係る費用です。
※『その他の手数料等』は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示することができません。

（※）投資者の皆さまからご負担いただく手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

当ファンドは、ＮＩＳＡの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

原則として、配当控除の適用が可能です。

＜個人、法人別の課税について＞

１．個人の受益者に対する課税

①　収益分配金に対する課税

2037年12月31日までは20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%および地方税５%）となります。2038年１月１日以降は20%（所得税15%および地方税５%）となる予定です。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

②　解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益は譲渡所得とみなされ、譲渡益については、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です）。その税率は、2037年12月31日までは20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%および地方税５%）となります。2038年１月１日以降は20%（所得税15%および地方税５%）となる予定です。

解約時および償還時の差損については、確定申告等により上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算が可能です。

また、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等との損益通算も可能です。

２．法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額について2037年12月31日までは15.315%（所得税および復興特別所得税15.315%）となります。2038年１月１日以降は15%（所得税15%）となる予定です。

＜個別元本について＞

１）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

２）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

３）各受益権毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても、複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

４）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＜分配金の課税について＞

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が分配金を受取る際、ａ）当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該分配金の金額が普通分配金となり、ｂ）当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、分配金の範囲内で、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＜ご参考＞

・　税金は表に記載の時期に適用されます。
・　以下の表は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※上記は、2025年５月末日現在のものです。
※法人の場合は上記とは異なります。
※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.56%	1.52%	0.04%

（比率は年率、表示桁数未満四捨五入）

※対象期間：2024年5月21日～2025年5月19日
※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。）を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額（１口当たり）を乗じた数で除した総経費率（年率）です。
※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

５【運用状況】

以下は2025年5月30日現在の状況です。
投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
投資比率の内訳と合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	2,655,150,777	99.85
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3,878,131	0.15
合計(純資産総額)		2,659,028,908	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	上段：簿価単価（円） 下段：評価単価（円）	上段：簿価金額（円） 下段：評価金額（円）	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	スパークス・日本株式・マザーファンド	－	364,183,244	7.0720 7.2907	2,575,505,760 2,655,150,777	99.85

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	－	99.85
合計			99.85

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）スパークス・日本株式・マザーファンドの投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	2,558,710,900	96.37
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		96,423,893	3.63
合計(純資産総額)		2,655,134,793	100.00

投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	上段：簿価単価(円) 下段：評価単価(円)	上段：簿価金額(円) 下段：評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	株式	ライフドリンクカンパニー	食料品	80,400	1,825.00 2,023.00	146,730,000 162,649,200	6.13
2	日本	株式	日立製作所	電気機器	37,000	3,804.00 4,046.00	140,748,000 149,702,000	5.64
3	日本	株式	ＭＡＲＵＷＡ	ガラス・土石製品	3,600	33,450.00 35,130.00	120,420,000 126,468,000	4.76
4	日本	株式	トーセイ	不動産業	44,600	2,470.00 2,534.00	110,162,000 113,016,400	4.26
5	日本	株式	マックス	機械	22,400	4,505.00 4,720.00	100,912,000 105,728,000	3.98
6	日本	株式	パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	小売業	21,700	4,604.00 4,739.00	99,906,800 102,836,300	3.87
7	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	25,500	3,610.00 3,810.00	92,055,000 97,155,000	3.66
8	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	10,600	8,298.00 8,689.00	87,958,800 92,103,400	3.47
9	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	1,800	48,470.00 48,350.00	87,246,000 87,030,000	3.28
10	日本	株式	キーエンス	電気機器	1,300	64,070.00 60,740.00	83,291,000 78,962,000	2.97
11	日本	株式	任天堂	その他製品	6,500	11,620.00 11,835.00	75,530,000 76,927,500	2.90
12	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	16,600	3,669.00 4,002.00	60,905,400 66,433,200	2.50
13	日本	株式	テレビ東京ホールディングス	情報・通信業	17,200	3,790.00 3,580.00	65,188,000 61,576,000	2.32
14	日本	株式	サイゼリヤ	小売業	11,600	4,970.00 5,000.00	57,652,000 58,000,000	2.18
15	日本	株式	共立メンテナンス	サービス業	15,700	3,468.00 3,482.00	54,447,600 54,667,400	2.06

16	日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	26,400	1,969.50 2,025.50	51,994,800 53,473,200	2.01
17	日本	株式	積水ハウス	建設業	16,200	3,325.00 3,283.00	53,865,000 53,184,600	2.00
18	日本	株式	ニチハ	ガラス・土石製品	17,100	3,030.00 3,065.00	51,813,000 52,411,500	1.97
19	日本	株式	フューチャー	情報・通信業	23,700	2,010.00 2,153.00	47,637,000 51,026,100	1.92
20	日本	株式	ＳＢＩホールディングス	証券、商品先物取引業	10,600	3,897.00 4,389.00	41,308,200 46,523,400	1.75
21	日本	株式	ベイカレント	サービス業	5,900	7,900.00 7,683.00	46,610,000 45,329,700	1.71
22	日本	株式	リログループ	サービス業	26,300	1,720.00 1,721.50	45,236,000 45,275,450	1.71
23	日本	株式	上村工業	化学	4,900	9,130.00 9,210.00	44,737,000 45,129,000	1.70
24	日本	株式	ダイフク	機械	10,900	3,582.00 3,868.00	39,043,800 42,161,200	1.59
25	日本	株式	ライト工業	建設業	14,600	2,710.00 2,885.00	39,566,000 42,121,000	1.59
26	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	6,700	5,850.00 6,112.00	39,195,000 40,950,400	1.54
27	日本	株式	富士通	電気機器	11,700	3,325.00 3,318.00	38,902,500 38,820,600	1.46
28	日本	株式	イー・ギャランティ	その他金融業	23,800	1,530.00 1,590.00	36,414,000 37,842,000	1.43
29	日本	株式	メック	化学	14,400	2,435.00 2,599.00	35,064,000 37,425,600	1.41
30	日本	株式	オリックス	その他金融業	12,100	2,951.00 3,066.00	35,707,100 37,098,600	1.40

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	電気機器	15.73
		サービス業	12.06
		小売業	10.04
		情報・通信業	8.22
		機械	7.32
		食料品	6.86
		ガラス・土石製品	6.74
		銀行業	4.52
		不動産業	4.26
		建設業	4.20
		化学	3.55
		その他製品	3.50
		その他金融業	2.82
		証券、商品先物取引業	1.75
		保険業	1.54
		ゴム製品	1.11
		非鉄金属	0.95
		輸送用機器	0.71
		精密機器	0.51
合計			96.37

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額(円) (分配落)	純資産総額(円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
1期	(2005年5月19日)	8,970,251,912	9,013,934,358	1.0268	1.0318
2期	(2006年5月19日)	19,522,689,917	20,770,635,635	1.5644	1.6644
3期	(2007年5月21日)	14,901,255,853	14,901,255,853	1.3534	1.3534
4期	(2008年5月19日)	10,044,016,607	10,044,016,607	1.1204	1.1204
5期	(2009年5月19日)	5,690,593,959	5,690,593,959	0.7162	0.7162
6期	(2010年5月19日)	5,161,790,350	5,161,790,350	0.7722	0.7722
7期	(2011年5月19日)	3,684,313,418	3,684,313,418	0.7374	0.7374
8期	(2012年5月21日)	2,721,791,052	2,721,791,052	0.6730	0.6730
9期	(2013年5月20日)	3,859,298,264	3,859,298,264	1.2633	1.2633
10期	(2014年5月19日)	2,914,070,997	2,914,070,997	1.2410	1.2410
11期	(2015年5月19日)	3,677,195,689	3,737,837,917	1.8191	1.8491
12期	(2016年5月19日)	3,084,649,807	3,084,649,807	1.6932	1.6932
13期	(2017年5月19日)	2,289,542,760	2,324,291,219	1.9767	2.0067
14期	(2018年5月21日)	2,243,353,628	2,271,737,422	2.3711	2.4011
15期	(2019年5月20日)	1,865,975,558	1,892,481,970	2.1119	2.1419
16期	(2020年5月19日)	1,762,883,263	1,788,022,356	2.1038	2.1338
17期	(2021年5月19日)	2,374,159,827	2,398,384,972	2.9401	2.9701
18期	(2022年5月19日)	2,345,746,792	2,370,490,254	2.8441	2.8741
19期	(2023年5月19日)	2,137,104,608	2,159,441,560	3.0616	3.0936
20期	(2024年5月20日)	2,447,230,219	2,473,841,847	3.6784	3.7184
21期	(2025年5月19日)	2,566,535,030	2,592,586,515	3.9407	3.9807
	2024年5月末日	2,459,441,239	—	3.6816	—
	2024年6月末日	2,579,000,380	—	3.8664	—
	2024年7月末日	2,570,357,368	—	3.8966	—
	2024年8月末日	2,505,802,862	—	3.8099	—
	2024年9月末日	2,535,476,401	—	3.8772	—
	2024年10月末日	2,534,692,635	—	3.8849	—
	2024年11月末日	2,565,640,085	—	3.9480	—
	2024年12月末日	2,651,141,453	—	4.0777	—
	2025年1月末日	2,624,918,936	—	4.0431	—
	2025年2月末日	2,485,755,475	—	3.8263	—
	2025年3月末日	2,438,516,211	—	3.7543	—
	2025年4月末日	2,492,953,068	—	3.8285	—
	2025年5月末日	2,659,028,908	—	4.0603	—

②【分配の推移】

期	計算期間		1口当たりの分配金(円)
1期	自 2004年5月20日	至 2005年5月19日	0.0050
2期	自 2005年5月20日	至 2006年5月19日	0.1000
3期	自 2006年5月20日	至 2007年5月21日	0.0000
4期	自 2007年5月22日	至 2008年5月19日	0.0000
5期	自 2008年5月20日	至 2009年5月19日	0.0000
6期	自 2009年5月20日	至 2010年5月19日	0.0000
7期	自 2010年5月20日	至 2011年5月19日	0.0000
8期	自 2011年5月20日	至 2012年5月21日	0.0000
9期	自 2012年5月22日	至 2013年5月20日	0.0000
10期	自 2013年5月21日	至 2014年5月19日	0.0000
11期	自 2014年5月20日	至 2015年5月19日	0.0300
12期	自 2015年5月20日	至 2016年5月19日	0.0000
13期	自 2016年5月20日	至 2017年5月19日	0.0300
14期	自 2017年5月20日	至 2018年5月21日	0.0300
15期	自 2018年5月22日	至 2019年5月20日	0.0300
16期	自 2019年5月21日	至 2020年5月19日	0.0300
17期	自 2020年5月20日	至 2021年5月19日	0.0300
18期	自 2021年5月20日	至 2022年5月19日	0.0300
19期	自 2022年5月20日	至 2023年5月19日	0.0320
20期	自 2023年5月20日	至 2024年5月20日	0.0400
21期	自 2024年5月21日	至 2025年5月19日	0.0400

③【収益率の推移】

期	計算期間	前期末 1口当たり純資産 (分配落)円	当期末 1口当たり純資産 (分配付)円	収益率 %
1期	自 2004年5月20日　至 2005年5月19日	1.0000	1.0318	3.18
2期	自 2005年5月20日　至 2006年5月19日	1.0268	1.6644	62.10
3期	自 2006年5月20日　至 2007年5月21日	1.5644	1.3534	△ 13.49
4期	自 2007年5月22日　至 2008年5月19日	1.3534	1.1204	△ 17.22
5期	自 2008年5月20日　至 2009年5月19日	1.1204	0.7162	△ 36.08
6期	自 2009年5月20日　至 2010年5月19日	0.7162	0.7722	7.82
7期	自 2010年5月20日　至 2011年5月19日	0.7722	0.7374	△ 4.51
8期	自 2011年5月20日　至 2012年5月21日	0.7374	0.6730	△ 8.73
9期	自 2012年5月22日　至 2013年5月20日	0.6730	1.2633	87.71
10期	自 2013年5月21日　至 2014年5月19日	1.2633	1.2410	△ 1.77
11期	自 2014年5月20日　至 2015年5月19日	1.2410	1.8491	49.00
12期	自 2015年5月20日　至 2016年5月19日	1.8191	1.6932	△ 6.92
13期	自 2016年5月20日　至 2017年5月19日	1.6932	2.0067	18.52
14期	自 2017年5月20日　至 2018年5月21日	1.9767	2.4011	21.47
15期	自 2018年5月22日　至 2019年5月20日	2.3711	2.1419	△ 9.67
16期	自 2019年5月21日　至 2020年5月19日	2.1119	2.1338	1.04
17期	自 2020年5月20日　至 2021年5月19日	2.1038	2.9701	41.18
18期	自 2021年5月20日　至 2022年5月19日	2.9401	2.8741	△ 2.24
19期	自 2022年5月20日　至 2023年5月19日	2.8441	3.0936	8.77
20期	自 2023年5月20日　至 2024年5月20日	3.0616	3.7184	21.45
21期	自 2024年5月21日　至 2025年5月19日	3.6784	3.9807	8.22

（注）収益率は、計算期間末の1口当たり純資産額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の1口当たり純資産額（分配落の額。以下「前期末純資産額」という。）を控除した額を前期末純資産額で除して得た数に100を乗じて得た数字です。分配金は課税前のものです。

(4)【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数 （口）	解約口数 （口）
1期	自 2004年5月20日 至 2005年5月19日	10,388,378,758	1,651,889,407
2期	自 2005年5月20日 至 2006年5月19日	9,373,537,925	5,630,570,090
3期	自 2006年5月20日 至 2007年5月21日	2,480,564,704	3,949,934,458
4期	自 2007年5月22日 至 2008年5月19日	257,543,799	2,302,577,835
5期	自 2008年5月20日 至 2009年5月19日	110,573,622	1,129,947,916
6期	自 2009年5月20日 至 2010年5月19日	52,482,772	1,313,470,998
7期	自 2010年5月20日 至 2011年5月19日	19,524,371	1,708,016,005
8期	自 2011年5月20日 至 2012年5月21日	10,449,201	962,240,934
9期	自 2012年5月22日 至 2013年5月20日	16,260,794	1,005,698,561
10期	自 2013年5月21日 至 2014年5月19日	1,049,855,030	1,756,664,751
11期	自 2014年5月20日 至 2015年5月19日	1,012,851,487	1,339,603,908
12期	自 2015年5月20日 至 2016年5月19日	41,812,751	241,411,926
13期	自 2016年5月20日 至 2017年5月19日	3,911,286	667,437,717
14期	自 2017年5月20日 至 2018年5月21日	17,865,925	230,021,439
15期	自 2018年5月22日 至 2019年5月20日	10,354,846	72,934,236
16期	自 2019年5月21日 至 2020年5月19日	19,454,016	65,031,320
17期	自 2020年5月20日 至 2021年5月19日	40,729,253	71,194,194
18期	自 2021年5月20日 至 2022年5月19日	59,092,053	41,814,820
19期	自 2022年5月20日 至 2023年5月19日	28,245,125	154,997,452
20期	自 2023年5月20日 至 2024年5月20日	19,449,512	52,188,556
21期	自 2024年5月21日 至 2025年5月19日	19,681,692	33,685,270

（注1）本邦外における設定および解約の実績はありません。

（注2）設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

（参考情報）

運用実績

（2025年5月30日現在）

基準価額・純資産総額の推移、分配の推移

■ 基準価額・純資産総額の推移

当初設定日（2004年5月20日）～2025年5月30日

※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、税引前の分配金を再投資したものとして計算したものです。

■ 基準価額と純資産総額

基準価額（1万口当たり）	40,603円
純資産総額	26.6億円

■ 分配の推移（1万口当たり、税引前）

2025年5月	400円
2024年5月	400円
2023年5月	320円
2022年5月	300円
2021年5月	300円
設定来累計	4,270円

※直近５期分の分配実績を記載しております。

主要な資産の状況

比率はマザーファンド（スパークス・日本株式・マザーファンド）の純資産総額に対する当該資産の時価の比率を表示しております。

■ 資産配分

資産の種類	比率
株式	96.4%
キャッシュ等	3.6%

■ 組入上位10銘柄

	銘柄名	業種	比率
1	ライフドリンク カンパニー	食料品	6.1%
2	日立製作所	電気機器	5.6%
3	MARUWA	ガラス・土石製品	4.8%
4	トーセイ	不動産業	4.3%
5	マックス	機械	4.0%
6	パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	小売業	3.9%
7	ソニーグループ	電気機器	3.7%
8	リクルートホールディングス	サービス業	3.5%
9	ファーストリテイリング	小売業	3.3%
10	キーエンス	電気機器	3.0%

■ 組入上位10業種

	業種	比率
1	電気機器	15.7%
2	サービス業	12.1%
3	小売業	10.0%
4	情報・通信業	8.2%
5	機械	7.3%
6	食料品	6.9%
7	ガラス・土石製品	6.7%
8	銀行業	4.5%
9	不動産業	4.3%
10	建設業	4.2%

年間収益率の推移

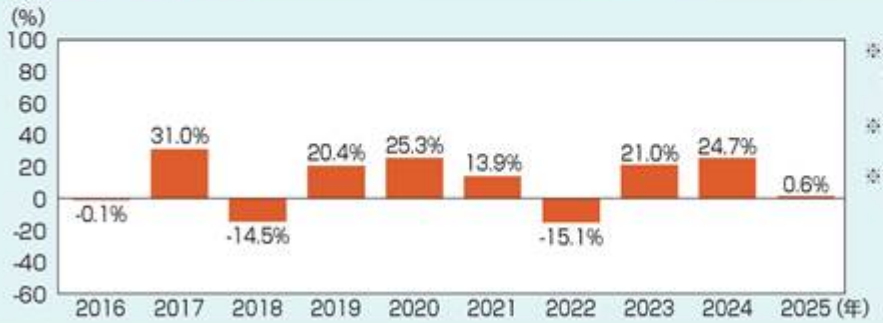

※年間収益率は税引前の分配金を再投資したものとして計算したものです。
※2025年は１月１日から５月末までの収益率を表示しています。
※当ファンドにベンチマークはありません。

※ 上記の運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。
※ 最新の運用実績については別途開示しており、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（1）原則として、申込期間中において販売会社所定の手続きに従って購入申込を行うものとします。
　購入の単位は販売会社が別に定める単位とします。
　収益の分配時に、分配金を受取る「分配金受取コース」と税引き後の分配金を無手数料で再投資する「分配金再投資コース」の２つのコースがあります。ただし、販売会社によっては、どちらか１つのコースのみの取り扱いの場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

（2）購入申込時限
　ファンドの購入申込の受付は、原則として午後３時30分までに購入申込が行われ、かつ当該購入申込の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

（3）購入申込にかかる制限
　委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入申込の受付を中止することおよびすでに受付けた購入申込を取り消すことができます。

（4）購入価額
　購入申込受付日の基準価額とします。

（5）購入時手数料
　購入申込受付日の基準価額に3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

（6）購入代金の支払い
　販売会社が指定する日までに購入代金をお支払いください。

※　ファンドの申込（販売）手続等の詳細については、下記の委託会社の照会先または販売会社までお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

スパークス・アセット・マネジメント株式会社
〔ホームページ〕https://www.sparx.co.jp/
〔電話番号〕　03-6711-9200
（受付時間：営業日の９：00～17：00）

＊　購入申込者は販売会社に、購入申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託の都度、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

２【換金（解約）手続等】

（1）原則として、販売会社所定の手続きに従って換金申込を行うものとします。
　換金申込の単位は、販売会社が別に定める単位とします。

（2）換金申込時限
　ファンドの換金申込の受付は、原則として午後３時30分までに換金申込が行われ、かつ当該換金申込の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

(3) 換金価額

換金申込受付日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。

信託財産留保額とは、解約に伴う資産売却などに対応するコストを換金時にご負担いただくものです。信託財産留保額は、ファンドに留保されるものであり、これにより、換金した受益者と保有を継続される受益者との公平性を図るものです。

(4) 換金制限

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金申込の受付を中止することができます。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、１顧客１日当たりの換金申込に制限を設ける場合や一定の金額を超える換金申込の受付時間に制限を設ける場合があります。

(5) 換金（解約）手数料

換金（解約）時の手数料はありません。

(6) 換金代金の支払い

原則として換金申込受付日から起算して５営業日目からお支払いするものとします。

※　ファンドの換金（解約）手続等の詳細については、下記の委託会社の照会先または販売会社までお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

スパークス・アセット・マネジメント株式会社
〔ホームページ〕https://www.sparx.co.jp/
〔電話番号〕　03-6711-9200
（受付時間：営業日の９：00～17：00）

＊　換金の申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って、時価または一部償却原価法により評価（注）して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（注）主要な投資対象資産の評価方法の概要

親投資信託受益証券:原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

※親投資信託受益証券における主要な投資対象資産の評価方法の概要

株式：原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

※　基準価額は便宜上１万口当たりで表示することがあります。なお、基準価額につきましては、下記の委託会社の照会先または販売会社までお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

スパークス・アセット・マネジメント株式会社
〔ホームページ〕https://www.sparx.co.jp/
〔電話番号〕　03-6711-9200
（受付時間：営業日の９：00～17：00）

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、2004年５月20日から2045年５月19日までとします。

ただし、下記「(5) その他　ａ.信託契約の終了（繰上償還）」に該当する場合は信託期間中においても信託を終了することがあります。

また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

計算期間は、毎年５月20日から翌年５月19日までとすることを原則とします。

各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

ａ．信託契約の終了（繰上償還）

＜信託契約の解約＞

① 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権口数が５億口を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託会社は、上記①の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 上記②の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は１ヵ月を下らないものとします。

④ 上記③の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。

⑤ 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 上記③から上記⑤までは、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が１ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

＜信託契約に関する監督官庁の命令＞

① 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了します。

② 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款の変更をしようとするときは、下記ｂ.の規定に従います。

＜委託会社の登録取消等に伴う取扱い＞

① 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 上記①にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は下記ｂ.④に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。

＜受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い＞

① 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の

解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記ｂ.に従い新受託会社を選任します。

② 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し信託を終了させます。

ｂ．信託約款の変更

① 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

② 委託会社は、上記①の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

③ 上記②の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は１ヵ月を下らないものとします。

④ 上記③の一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。

⑤ 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｃ．関係法人との契約更改等に関する手続き

販売会社との「募集・販売の取扱い等に関する契約」については、期間満了の３ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、自動的に１年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

ｄ．運用報告書

委託会社は、ファンドの計算期間終了後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などのうち、重要な事項を記載した「交付運用報告書」を作成し、原則として販売会社を通じて受益者へ交付します。

また、委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、次のアドレスに掲載します。

https://www.sparx.co.jp/

上記の規定にかかわらず、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

ｅ．公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.sparx.co.jp/

なお、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行うことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

ｆ．質権口記載又は記録の受益権の取り扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、ファンドの信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

ｇ．委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

① 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

ｈ．信託約款に関する疑義の取扱い

ファンドの信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社の協議により定めます。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

① 収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して５営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始するものとします。なお、2007年１月４日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

② 上記①にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 受益者が収益分配金について支払開始日から５年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

① 償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して５営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

② 受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前掲「第２　管理及び運営　２換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4) 反対者の買取請求権

① 信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

② 上記①の買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和３８年大蔵省令第５９号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成１２年総理府令第１３３号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

２）財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

３）当ファンドは、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づいて、第２１期計算期間（２０２４年５月２１日から２０２５年５月１９日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」（昭和３２年大蔵省令第１２号）第３条第１項に基づく監査を受けております。

1【財務諸表】
スパークス・ジャパン・オープン
(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第20期計算期間末 (2024年5月20日現在)	第21期計算期間末 (2025年5月19日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	50,294,875	50,731,483
親投資信託受益証券	2,441,797,555	2,561,435,946
未収入金	77,040	721,527
未収利息	13	486
流動資産合計	2,492,169,483	2,612,889,442
資産合計	2,492,169,483	2,612,889,442
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	26,611,628	26,051,485
未払解約金	77,040	721,527
未払受託者報酬	1,026,488	1,105,723
未払委託者報酬	16,680,390	17,967,956
その他未払費用	543,718	507,721
流動負債合計	44,939,264	46,354,412
負債合計	44,939,264	46,354,412
純資産の部		
元本等		
元本	※1 665,290,707	※1 651,287,129
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,781,939,512	1,915,247,901
（分配準備積立金）	1,284,975,126	1,389,733,707
元本等合計	2,447,230,219	2,566,535,030
純資産合計	2,447,230,219	2,566,535,030
負債純資産合計	2,492,169,483	2,612,889,442

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第20期計算期間 自　2023年5月20日 至　2024年5月20日	第21期計算期間 自　2024年5月21日 至　2025年5月19日
営業収益		
受取利息	206	17,259
有価証券売買等損益	478,840,081	240,373,952
営業収益合計	478,840,287	240,391,211
営業費用		
支払利息	5,404	－
受託者報酬	1,971,797	2,218,668
委託者報酬	32,041,607	36,053,195
その他費用	1,080,291	1,027,491
営業費用合計	35,099,099	39,299,354
営業利益又は営業損失（△）	443,741,188	201,091,857
経常利益又は経常損失（△）	443,741,188	201,091,857
当期純利益又は当期純損失（△）	443,741,188	201,091,857
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	9,863,423	6,447,787
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,439,074,857	1,781,939,512
剰余金増加額又は欠損金減少額	42,798,029	54,618,979
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	42,798,029	54,618,979
剰余金減少額又は欠損金増加額	107,199,511	89,903,175
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	107,199,511	89,903,175
分配金	※1 26,611,628	※1 26,051,485
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,781,939,512	1,915,247,901

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第21期計算期間 自　2024年5月21日 至　2025年5月19日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	「親投資信託受益証券」 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2．収益及び費用の計上基準	「有価証券売買等損益」 約定日基準で計上しております。
3．その他	当ファンドは、原則として毎年5月19日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日であるため、当計算期間を2024年5月21日から2025年5月19日としております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	第20期計算期間末 (2024年5月20日現在)	第21期計算期間末 (2025年5月19日現在)
※1　計算期間末日における受益権の総数	665,290,707口	651,287,129口
2　1口当たり純資産額	3.6784円	3.9407円
（1万口当たり純資産額）	(36,784円)	(39,407円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第20期計算期間
自　2023年5月20日
至　2024年5月20日

※1　分配金の計算過程

2024年5月20日における分配対象収益1,808,551,140円のうち、26,611,628円（1万口当たり400円）を分配しております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	-円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	433,876,564円
収益調整金額	C	496,964,386円
分配準備積立金額	D	877,710,190円
当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	E	1,808,551,140円
当ファンドの期末残存口数	F	665,290,707口
10,000口当たり収益分配対象額（E/F×10,000）	G	27,184.37円
10,000口当たり分配金額	H	400.00円
収益分配金金額	I	26,611,628円

第21期計算期間
自　2024年5月21日
至　2025年5月19日

※1　分配金の計算過程

2025年5月19日における分配対象収益1,941,299,386円のうち、26,051,485円（1万口当たり400円）を分配しております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	13,329円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	194,625,937円
収益調整金額	C	525,514,194円
分配準備積立金額	D	1,221,145,926円
当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	E	1,941,299,386円
当ファンドの期末残存口数	F	651,287,129口
10,000口当たり収益分配対象額（E/F×10,000）	G	29,807.12円
10,000口当たり分配金額	H	400.00円
収益分配金金額	I	26,051,485円

（金融商品に関する注記）

(1) 金融商品の状況に関する事項

区分	第21期計算期間 自　2024年5月21日 至　2025年5月19日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドは、信託約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行っています。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	①金融商品の内容 当ファンドの当計算期間において投資した金融商品の種類は、以下の通りであります。 ・有価証券 当ファンドが当計算期間の末日時点で保有する有価証券の詳細は、「（その他の注記）2.有価証券関係」の通りであります。 ・コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 ②金融商品に係るリスク 当ファンドは、以下のリスクを内包しております。 A)市場リスク ・株価等変動リスク B)流動性リスク C)信用リスク
3. 金融商品に係るリスク管理体制	弊社では、上記2の②に掲げるリスクを適切に管理するため、管理担当部門によりモニタリング等のリスク管理を行っています。 体制としては、リスク管理業務担当部門を中心として、リスク管理を行っています。また、リスク管理業務担当部門を中心として、随時レビューが行われる他、月次の投資政策委員会においてもレビューが行われます。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドの時価の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

区分	第21期計算期間 自　2024年5月21日 至　2025年5月19日
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当ファンドにおいて投資している金融商品は原則として全て時価評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は生じておりません。
2. 時価の算定方法	①有価証券 有価証券に該当する貸借対照表上の勘定科目、及びその時価の算定方法については、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）1.有価証券の評価基準及び評価方法」の通りであります。 ②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 上記①以外のその他の科目については、帳簿価額を時価として評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第20期計算期間	第21期計算期間

自　2023年5月20日 至　2024年5月20日	自　2024年5月21日 至　2025年5月19日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

区分	第20期計算期間 自　2023年5月20日 至　2024年5月20日	第21期計算期間 自　2024年5月21日 至　2025年5月19日
期首元本額	698,029,751円	665,290,707円
期中追加設定元本額	19,449,512円	19,681,692円
期中一部解約元本額	52,188,556円	33,685,270円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	
	第20期計算期間末 (2024年5月20日現在)	第21期計算期間末 (2025年5月19日現在)
親投資信託受益証券	461,893,464	231,220,670
資産合計	461,893,464	231,220,670

3. デリバティブ取引関係

第20期計算期間 自　2023年5月20日 至　2024年5月20日	第21期計算期間 自　2024年5月21日 至　2025年5月19日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式(2025年5月19日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025年5月19日現在)

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	スパークス・日本株式・マザーファンド	362,173,512	2,561,435,946	
合計		362,173,512	2,561,435,946	

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（その他の注記）3. デリバティブ取引関係」に記載することとしています。

参考情報

当ファンドは、「スパークス・日本株式・マザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「スパークス・日本株式・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1)貸借対照表

区分	注記番号	(2024年5月20日現在)	(2025年5月19日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		39,022,744	55,895,054
株式		2,384,112,100	2,484,792,250
未収配当金		19,273,050	21,460,964
未収利息		10	535
流動資産合計		2,442,407,904	2,562,148,803
資産合計		2,442,407,904	2,562,148,803
負債の部			
流動負債			
未払解約金		77,040	721,527
流動負債合計		77,040	721,527
負債合計		77,040	721,527
純資産の部			
元本等			
元本	※1	379,559,369	362,173,512
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		2,062,771,495	2,199,253,764
元本等合計		2,442,330,864	2,561,427,276
純資産合計		2,442,330,864	2,561,427,276
負債純資産合計		2,442,407,904	2,562,148,803

(2)注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	自　2024年5月21日 至　2025年5月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	「株式」 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1)「受取配当金」 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日もしくは投資証券の権利落ち日において、確定配当金額もしくは確定収益分配金額、又は予想配当金額もしくは予想収益分配金額を計上しております。 (2)「有価証券売買等損益」 約定日基準で計上しております。

（その他の注記）

区　分	(2024年5月20日現在)	(2025年5月19日現在)
※1. 期首	2023年5月20日	2024年5月21日
期首元本額	996,977,510円	379,559,369円
期首より計算期間末日までの追加設定元本額	43,558,504円	11,633,169円
期首より計算期間末日までの一部解約元本額	660,976,645円	29,019,026円
計算期間末日における元本の内訳※		
スパークス・ジャパン・オープン	379,479,308円	362,173,512円
スパークス・日本株式ファンド（ラップ向け）	80,061円	－円
(合計)	379,559,369円	362,173,512円
2. 計算期間末日における受益権の総数	379,559,369口	362,173,512口
3. 1口当たり純資産額	6.4346円	7.0724円
(1万口当たり純資産額)	(64,346円)	(70,724円)

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(3)附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式(2025年5月19日現在)

銘柄コード	銘柄名	株式数（株）	評価単価（円）	評価金額（円）	備考
1926	ライト工業	14,600	2,710.00	39,566,000	
1928	積水ハウス	16,200	3,325.00	53,865,000	
1952	新日本空調	7,200	2,148.00	15,465,600	
2267	ヤクルト本社	6,700	2,956.00	19,805,200	
2413	エムスリー	8,700	1,950.00	16,965,000	
2585	ライフドリンク　カンパニー	80,400	1,825.00	146,730,000	
3092	ＺＯＺＯ	12,000	1,557.50	18,690,000	
3659	ネクソン	7,800	2,543.00	19,835,400	
4063	信越化学工業	2,500	4,573.00	11,432,500	
4385	メルカリ	14,000	2,398.00	33,572,000	
4481	ベース	6,000	3,245.00	19,470,000	
4483	ＪＭＤＣ	5,100	3,142.00	16,024,200	
4722	フューチャー	23,700	2,010.00	47,637,000	
4768	大塚商会	4,800	2,935.00	14,088,000	
4966	上村工業	4,900	9,130.00	44,737,000	
4971	メック	14,400	2,435.00	35,064,000	
5101	横浜ゴム	8,100	3,432.00	27,799,200	
5344	ＭＡＲＵＷＡ	3,600	33,450.00	120,420,000	
5805	ＳＷＣＣ	3,600	6,830.00	24,588,000	
6027	弁護士ドットコム	2,400	3,040.00	7,296,000	
6098	リクルートホールディングス	10,600	8,298.00	87,958,800	
6146	ディスコ	300	34,610.00	10,383,000	
6367	ダイキン工業	2,200	15,940.00	35,068,000	
6383	ダイフク	10,900	3,582.00	39,043,800	
6454	マックス	23,600	4,505.00	106,318,000	
6501	日立製作所	37,000	3,804.00	140,748,000	
6532	ベイカレント	5,900	7,900.00	46,610,000	
6702	富士通	11,700	3,325.00	38,902,500	
6758	ソニーグループ	25,500	3,610.00	92,055,000	
6861	キーエンス	1,300	64,070.00	83,291,000	
6963	ローム	10,300	1,395.50	14,373,650	
7242	カヤバ	6,000	2,985.00	17,910,000	
7366	ＬＩＴＡＬＩＣＯ	19,600	1,330.00	26,068,000	
7532	パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	21,700	4,604.00	99,906,800	
7581	サイゼリヤ	11,600	4,970.00	57,652,000	
7846	パイロットコーポレーション	4,000	3,990.00	15,960,000	
7943	ニチハ	17,100	3,030.00	51,813,000	
7974	任天堂	6,500	11,620.00	75,530,000	

8035	東京エレクトロン	1,600	23,065.00	36,904,000	
8050	セイコーグループ	3,300	4,155.00	13,711,500	
8306	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	26,400	1,969.50	51,994,800	
8411	みずほフィナンシャルグループ	16,600	3,669.00	60,905,400	
8473	ＳＢＩホールディングス	10,600	3,897.00	41,308,200	
8591	オリックス	12,100	2,951.00	35,707,100	
8766	東京海上ホールディングス	6,700	5,850.00	39,195,000	
8771	イー・ギャランティ	23,800	1,530.00	36,414,000	
8876	リログループ	26,300	1,720.00	45,236,000	
8923	トーセイ	44,600	2,470.00	110,162,000	
9413	テレビ東京ホールディングス	17,200	3,790.00	65,188,000	
9616	共立メンテナンス	15,700	3,468.00	54,447,600	
9793	ダイセキ	8,900	3,790.00	33,731,000	
9983	ファーストリテイリング	1,800	48,470.00	87,246,000	
合　計		688,100		2,484,792,250	

(2)株式以外の有価証券(2025年5月19日現在)

該当事項はありません。

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2025年5月30日現在）

Ⅰ　資産総額	2,662,127,775 円
Ⅱ　負債総額	3,098,867 円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	2,659,028,908 円
Ⅳ　発行済口数	654,891,623 口
Ⅴ　1口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	4.0603 円

（参考）スパークス・日本株式・マザーファンド

純資産額計算書

（2025年5月30日現在）

Ⅰ　資産総額	2,657,012,177 円
Ⅱ　負債総額	1,877,384 円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	2,655,134,793 円
Ⅳ　発行済口数	364,183,244 口
Ⅴ　1口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	7.2907 円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換について

該当事項はありません。

(2) 受益者等に対する特典

該当するものはありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。

(4) 受益証券の再発行

委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託者に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（2025年５月末日現在）

資本金	25億円
発行可能株式総数	50,000株
発行済株式総数	50,000株

最近５年間における資本金の額の増減

該当事項はありません。

（2）委託会社の機構（2025年５月末日現在）

①　経営体制

当社の意思決定機関としてある取締役会は10名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後１年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了すべき時までとします。

取締役会は、その決議をもって、取締役の中から取締役社長１名を選定し、また必要に応じて取締役会長１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができます。取締役会の決議をもって代表取締役を決定します。

代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い、業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めてある事項の他、当社の経営上重要な事項を決定します。

また、取締役会から代表取締役社長に委任された重要な業務執行の決定その他経営に関する重要な事項について審議することを目的として経営会議を設置しています。

②　運用体制

１）当ファンドでは、運用調査部門が運用・調査を担当します。下記の意思決定プロセスに基づき、運用を行います。

２）意思決定プロセス

a.ファンド・マネージャーは、チーム全体での調査活動等の成果を踏まえ、投資環境の分析、期待リターンとリスクの予測や当ファンドに対する設定や解約の動向分析などを実施し、当ファンドの約款等の定めを遵守して「運用計画書」を作成し、「投資政策委員会」での審議を求めます。

b.投資政策委員会は、当社取締役会で指名された者が主催し、各ファンド・マネージャーから提出された運用計画書をリスク管理部門、リーガル・コンプライアンス部門等の責任者と共に審議します。ファンド・マネージャーは、承認された運用計画書に基づき日々の具体的な投資活動を行います。投資政策委員会は原則として月２回開催される他、必要に応じ臨時に開催されます。

c.上記の意思決定プロセスは、当社取締役会が定めた「投資信託に係る運用管理」に関する規程及び「投資政策委員会」に関する規程に基づきます。投資政策委員会の運営状況は「コンプライアンス委員会」においても確認の上、取締役会に報告され、適正な業務運営の確保に努めております。

２【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託および投資一任契約に基づき委託された資産の運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める以下の業務を行っています。

・投資助言・代理業
・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱いに関する第一種金融商品取引業
・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い、および証券投資信託の募集または私募に関する第二種金融商品取引業

委託会社の運用する投資信託は2025年５月30日現在次の通りです。

（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	40	635,926
単位型株式投資信託	5	10,886
合計	45	646,812

金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第346号
加入協会／日本証券業協会　一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるスパークス・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第19期事業年度（2024年４月１日から2025年３月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

（単位：百万円）

	前事業年度 （2024年３月31日）		当事業年度 （2025年３月31日）	
（資産の部）				
流動資産				
現金・預金		10,424		10,747
預託金		200		200
未収委託者報酬		1,588		1,571
未収投資顧問料	※3	1,753	※3	1,826
前払費用		198		215
未収収益		2		0
未収入金	※3	18	※3	6
流動資産合計		14,185		14,568
固定資産				
有形固定資産				
建物	※2	111	※2	527
工具、器具及び備品	※2	74	※2	140
リース資産	※2	3	※2	2
建設仮勘定		4		0
有形固定資産合計		195		670
無形固定資産				
ソフトウェア		1		1
無形固定資産合計		1		1
投資その他の資産				
投資有価証券		43		71
差入保証金		82		81
長期前払費用		34		67
繰延税金資産		405		337
投資その他の資産合計		566		558
固定資産合計		762		1,230
資産合計		14,948		15,798

（単位：百万円）

		前事業年度 （2024年３月31日）		当事業年度 （2025年３月31日）
（負債の部）				
流動負債				
預り金		62		22
未払手数料		454		372
その他未払金	※3	1,504	※3	1,490
未払法人税等		1,491		1,109
未払消費税等		321		140
前受収益		6		5
リース債務		1		1
株式給付引当金		189		86
長期インセンティブ引当金		3		1
役員株式給付引当金		40		－
その他		2		3
流動負債合計		4,078		3,236
固定負債				
リース債務		2		0
株式給付引当金		199		162
長期インセンティブ引当金		3		1
役員株式給付引当金		10		－
資産除去債務		70		203
固定負債合計		285		367
特別法上の準備金				
金融商品取引責任準備金	※1	0	※1	0
特別法上の準備金合計		0		0
負債合計		4,364		3,603
（純資産の部）				
株主資本				
資本金		2,500		2,500
資本剰余金				
資本準備金		27		27
その他資本剰余金		19		19
資本剰余金合計		47		47
利益剰余金				
利益準備金		597		597
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		7,438		9,048
利益剰余金合計		8,036		9,646
株主資本合計		10,583		12,193
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		0		1
評価・換算差額等合計		0		1
純資産合計		10,584		12,195
負債純資産合計		14,948		15,798

（２）【損益計算書】

（単位：百万円）

		前事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）		当事業年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
営業収益				
委託者報酬		8,769		9,168
投資顧問料収入	※	6,131	※	7,181
受入手数料		10		6
その他営業収益		8		8
営業収益計		14,920		16,364
営業費用				
支払手数料		2,975		3,527
広告宣伝費		160		125
調査費		287		326
委託計算費		25		17
営業雑経費				
通信費		25		27
印刷費		9		7
協会費		13		13
諸会費		15		21
その他		3		3
営業費用計		3,516		4,069
一般管理費				
給料		2,046		2,173
役員報酬		58		48
給料・手当		1,115		1,252
賞与		871		872
株式給付引当金繰入額		51		47
長期インセンティブ引当金繰入額		1		△0
役員株式給付引当金繰入額		1		－
旅費交通費		194		215
事務委託費	※	920	※	864
業務委託費		506		543
不動産賃借料		237		314
租税公課		137		143
固定資産減価償却費		115		130
利息費用		－		0
交際費		19		16
諸経費		175		199
一般管理費計		4,407		4,649
営業利益		6,997		7,646
営業外収益				
受取利息		6		8
受取賃貸料		14		10
為替差益		108		－
雑収入		8		3
営業外収益計		138		22
営業外費用				
為替差損		－		18
投資事業組合運用損		2		2
固定資産除却損		1		2
雑損失		1		3
営業外費用計		5		26
経常利益		7,130		7,642
特別利益				

金融商品取引責任準備金戻入	0	－
特別利益計	0	－
特別損失		
金融商品取引責任準備金繰入額	－	0
特別損失計	－	0
税引前当期純利益	7,130	7,642
法人税、住民税及び事業税	2,221	2,165
法人税等調整額	△123	66
法人税等合計	2,098	2,232
当期純利益	5,031	5,409

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	2,500	27	19	47	597	5,807	6,404
当期変動額							
剰余金の配当						△3,400	△3,400
当期純利益						5,031	5,031
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	－	－	1,631	1,631
当期末残高	2,500	27	19	47	597	7,438	8,036

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	8,952	0	0	8,952
当期変動額				
剰余金の配当	△3,400	－	－	△3,400
当期純利益	5,031	－	－	5,031
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		0	0	0
当期変動額合計	1,631	0	0	1,631
当期末残高	10,583	0	0	10,584

当事業年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計
						繰越利益剰余金	
当期首残高	2,500	27	19	47	597	7,438	8,036
当期変動額							
剰余金の配当						△3,800	△3,800
当期純利益						5,409	5,409
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	－	－	1,609	1,609
当期末残高	2,500	27	19	47	597	9,048	9,646

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	10,583	0	0	10,584
当期変動額				
剰余金の配当	△3,800	－	－	△3,800
当期純利益	5,409	－	－	5,409
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		1	1	1
当期変動額合計	1,609	1	1	1,610
当期末残高	12,193	1	1	12,195

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として総平均法による原価法を採用しております。

（投資事業組合等への出資）

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

２．固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した有形固定資産については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

建物	**５年**
工具、器具及び備品	**４年～10年**

② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウエア（自社利用）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

① 株式給付引当金

株式交付規程に基づく従業員へ当社親会社（スパークス・グループ株式会社）の株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

② 長期インセンティブ引当金

海外子会社への出向者に対して支給するインセンティブ報酬の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員株式給付引当金

役員株式交付規程に基づく親会社役員への当社親会社（スパークス・グループ株式会社）の株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社は、主な収益を残高報酬及び成功報酬と認識しております。

① 残高報酬

残高報酬は、当社が運用するファンドについて、契約に基づき、管理・運用する義務があり、運用資産残高又はコミットメント額に一定の料率を乗じた金額で測定し報酬として受領しており、運用期間にわたり収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として１年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

② 成功報酬（上場株式運用）

成功報酬（上場株式運用）は、残高報酬と同様、契約に基づき、管理・運用する義務があり、過去のパフォーマンスの最高値を上回った部分の一定割合を報酬として受領しており、当該時点に収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として１年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

③ 成功報酬（再生可能エネルギーファンドが投資する合同会社の匿名組合出資持分を売却した場合の成功報酬）

成功報酬（再生可能エネルギーファンドが投資する合同会社の匿名組合出資持分を売却して譲渡益が発生する場合に受領する報酬）は、当社が運用する再生可能エネルギーファンドについて、パフォーマンス目標を上回る匿名組合出資持分の譲渡益に対する一定割合を報酬として受領しており、当該時点に収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として１年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

④ 成功報酬（プライベート・エクイティ）

成功報酬（プライベート・エクイティ）は、当社が運用するプライベート・エクイティファンドについて、契約に基づき、管理・運用する義務があり、出資履行金額を分配累計額が超過する各段階ごとに、一定割合を報酬として受領しており、当該時点に収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として１年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

５．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

①　外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（会計方針の変更）

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号　2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等（以下、「法人税等」という。）について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源泉となる取引等に応じて、損益、株主資本及び評価・換算差額等に区分して計上することとし、評価・換算差額等に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することといたしました。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又は評価・換算差額等に関連しており、かつ、株主資本又は評価・換算差額等に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－３項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減するとともに、対応する金額を資本剰余金又は評価・換算差額等のうち、適切な区分に加減し、当該期首から新たな会計方針を適用しております。

なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

（未適用の会計基準等）

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年９月13日　企業会計基準委員会）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年９月13日　企業会計基準委員会）　等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年３月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（表示方法の変更）

（貸借対照表）

前事業年度において、「固定負債」の「その他」に含めていた「資産除去債務」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「固定負債」の「その他」に表示していた70百万円は、「資産除去債務」70百万円として組み替えております。

（追加情報に関する注記）

（株式付与ＥＳＯＰ信託）

当社親会社（スパークス・グループ株式会社）は、グループ従業員（当社、当社親会社及び当社兄弟会社３社（スパークス・グリーンエナジー＆テクノロジー株式会社、スパークス・アセット・トラスト＆マネジメント株式会社及びスパークス・ＡＩ＆テクノロジーズ・インベストメント株式会社（注）。）の従業員）に対し、業績向上や株価上昇に対する意欲の高揚を促すことにより、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、「株式付与ＥＳＯＰ信託」を導入しております。なお、当社は「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第30号（平成27年３月26日）の指針に従って会計処理を行っております。

（注）スパークス・ＡＩ＆テクノロジーズ・インベストメント株式会社は2025年４月１日付でスパークス・インベストメント株式会社に社名変更しております。

（役員向け株式交付信託）

当社親会社の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く、以下、「取締役」という。）に対し、信託を用いた業績連動型株式報酬制度を導入しております。

制度の概要

本制度は、当社親会社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社親会社株式を取得し、当社親会社が各取締役に付与するポイント数に相当する数の当社親会社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

本制度に基づく当社親会社株式の交付は、2023年３月末日で終了する事業年度から2026年３月末日で終了する事業年度までの４事業年度の間に在任する取締役に対して行います。なお、取締役が当社親会社株式の交付を受ける時期は、原則としてポイント付与の３年後です。

本制度の導入により、取締役の報酬と当社グループの業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 （2024年３月31日）	当事業年度 （2025年３月31日）
※１．特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。 金融商品取引責任準備金…金融商品取引法第46条の５	※１．特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。 金融商品取引責任準備金…金融商品取引法第46条の５
※２．有形固定資産の減価償却累計額 建物　376百万円 工具、器具及び備品　441百万円 リース資産　5百万円	※２．有形固定資産の減価償却累計額 建物　411百万円 工具、器具及び備品　443百万円 リース資産　6百万円
※３．関係会社に対する資産及び負債 未収投資顧問料　360百万円 未収入金　0百万円 その他未払金　127百万円	※３．関係会社に対する資産及び負債 未収投資顧問料　358百万円 未収入金　－百万円 その他未払金　147百万円

（損益計算書関係）

前事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	当事業年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
※　関係会社に対する取引の主なもの 投資顧問料　1,736百万円 事務委託費　497百万円	※　関係会社に対する取引の主なもの 投資顧問料　2,186百万円 事務委託費　526百万円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	50,000	－	－	50,000

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年６月20日 定時株主総会	普通株式	3,400	68,000	2023年３月31日	2023年６月21日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年６月24日 定時株主総会	普通株式	3,800	利益剰余金	76,000	2024年３月31日	2024年６月25日

当事業年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	50,000	－	－	50,000

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年６月24日 定時株主総会	普通株式	3,800	76,000	2024年３月31日	2024年６月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年６月20日 定時株主総会	普通株式	4,300	利益剰余金	86,000	2025年３月31日	2025年６月23日

（リース取引関係）

前事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品や預金等の他、ファンド組成等のためのシードマネー等に限定し、資金調達については原則として親会社による株式引受によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収投資顧問料及び未収委託者報酬に係る信用リスクは、当社グループが管理あるいは運用するファンド、一任運用財産自体がリスクの高い取引を限定的にしか行っていないポートフォリオ運用であることから、極めて限定的であると判断しております。

また、営業債権債務の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該営業債権債務のネットポジションを毎月把握しており、さらに必要と判断した場合には、先物為替予約等を利用してヘッジする予定にしております。

投資有価証券は、主に投資事業有限責任組合への出資です。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について、現金は注記を省略しており、預金、預託金、未収委託者報酬、未収投資顧問料、未収入金、未収収益、未払手数料、その他未払金、未払法人税等及び未払消費税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（注）貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の貸借対照表計上額は当事業年度71百万円、前事業年度42百万円であります。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①　時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前事業年度（2024年３月31日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度（2025年３月31日）

該当事項はありません。

②　時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度（2024年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2025年３月31日）

該当事項はありません。

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度（2024年３月31日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度（2025年３月31日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1)通貨関連

前事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

該当事項はありません。

(2)金利関連

前事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

該当事項はありません。

(3)株式関連

前事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

該当事項はありません。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1)通貨関連

前事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

該当事項はありません。

(2)金利関連

前事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

該当事項はありません。

(3)株式関連

前事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

前事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （2024年３月31日）	当事業年度 （2025年３月31日）
繰延税金資産		
資産除去債務	77	121
未払事業税	77	61
未確定債務否認	262	275
株式給付引当金否認	134	77
長期インセンティブ引当金否認	2	0
減価償却超過額	72	67
金融商品取引責任準備金	0	0
その他	9	8
繰延税金資産小計	636	613
評価性引当額	△214	△225
繰延税金資産合計	421	388
繰延税金負債		
資産除去債務	16	49
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金負債の合計	16	50
繰延税金資産の純額	405	337

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度において、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため、記載を省略しております。

３．法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年８月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

４．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和７年法律第13号）が2025年３月31日に国会で成立したことに伴い、2026年４月１日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。
これに伴い、2026年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

（持分法損益等）

前事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ　当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ　当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から４～５年と見積り、割引率は0.2～0.7%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ　当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	当事業年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
期首残高	70百万円	70百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	―	132
時の経過による調整額	0	0
資産除去債務の履行による減少額	―	―
その他増減額（△は減少）	―	―
期末残高	70	203

（賃貸等不動産関係）

前事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

該当事項はありません。

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	当事業年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	
残高報酬（注１）	12,941	14,703	百万円
成功報酬（上場株式運用）（注２）	1,712	772	
成功報酬（再生可能エネルギーファンドが投資対象である発電所を売却して譲渡益が発生する場合に受領する報酬）（注３）	247	―	
成功報酬（プライベート・エクイティ）（注４）		874	
その他	19	14	
合計	14,920	16,364	

（注１）残高報酬のうち、当事業年度においては、委託者報酬にかかるものが8,442百万円、投資顧問料収入にかかるものが6,260百万円それぞれ含まれております。前事業年度においては、委託者報酬にかかるものが7,102百万円、投資顧問料収入にかかるものが5,839百万円それぞれ含まれております。

（注２）成功報酬（上場株式運用）のうち、当事業年度においては、委託者報酬にかかるものが725百万円、投資顧問料収入にかかるものが47百万円それぞれ含まれております。前事業年度においては、成功報酬（株式運用）のうち、委託者報酬にかかるものが1,667百万円、投資顧問料収入にかかるものが45百万円それぞれ含まれております。

（注３）成功報酬（再生可能エネルギーファンドが投資対象である発電所を売却して譲渡益が発生する場合に受領する報酬）のうち、前事業年度においては、投資顧問料収入にかかるものが247百万円含まれております。

（注４）成功報酬（プライベート・エクイティ）のうち、投資顧問料収入にかかるものが874百万円含まれております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針　４．収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

３．当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

［セグメント情報］

前事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［関連情報］

前事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

１　サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２　地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：百万円）

日本	アイルランド	アジア	その他	合計
11,984	1,207	10	1,717	14,920

（注）　営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３　主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
スパークス・新・国際優良日本株ファンド	2,811	投信投資顧問業

（注）　ファンドの最終受益者は、販売会社や他のファンドを通じて投資されること等があるため、合理的に把握することが困難であります。

当事業年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

１　サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２　地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：百万円）

日本	アイルランド	アジア	その他	合計
13,074	1,401	54	1,834	16,364

（注）　営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３　主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
スパークス・新・国際優良日本株ファンド	3,729	投信投資顧問業

（注）　ファンドの最終受益者は、販売会社や他のファンドを通じて投資されること等があるため、合理的に把握することが困難であります。

［報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報］

前事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

該当事項はありません。

［報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報］

前事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

該当事項はありません。

［報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報］

前事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

該当事項はありません。

［関連当事者情報］

前事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

１　関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）（注２）	科目	期末残高（百万円）（注２）
親会社	スパークス・グループ株式会社	東京都港区	8,587	純粋持株会社	（被所有）直接　100	グループ管理会社	業務委託報酬の支払（注１）	497	その他未払金	126
							運用報酬等の受取（注１）	1,736	未収投資顧問料	360
							配当金の支払	3,400	―	―
							私募の取扱手数料の受領（注１）	0	前受収益	6

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）　市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

（注２）　上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）（注２）	科目	期末残高（百万円）（注２）
同一の親会社をもつ会社	スパークス・グリーンエナジー&テクノロジー株式会社	東京都港区	25百万円	再生可能エネルギーにおける発電事業及びそのコンサルティング	なし	本社事務所の賃貸	賃貸料の受取（注１）	5	未収入金	1
						業務の委託	業務委託報酬の支払（注１）	2	その他未払金	1
	スパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社	東京都港区	100百万円	資産運用業	なし	業務の委託	業務委託報酬の受取（注１）	7	未収入金	1
						本社事務所の賃貸	賃貸料の受取（注１）	2	未収入金	0
	スパークス・ＡＩ&テクノロジーズ・インベストメント株式会社	東京都港区	50百万円	資産運用業	なし	業務の委託	業務委託報酬の受取（注１）	0	未収入金	0
						本社事務所の賃貸	賃貸料の受取（注１）	2	未収入金	0
	スパークス・イノベーション・フォー・フューチャー株式会社	東京都港区	50百万円	資産運用業	なし	私募の取扱手数料	手数料の受取（注１）	0	―	―
						業務の受託	業務受託報酬の受取（注１）	0	未収入金	0
						本社事務所の賃貸	賃貸料の受取（注１）	4	未収入金	1
	SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.	韓国ソウル	4,230百万韓国ウォン	資産運用業	なし	海外籍ファンドの運用・管理の委託	運用報酬等の受取（注１）	1	未収投資顧問料	0
						業務の委託	業務委託報酬の支払（注１）	372	その他未払金	99
	SPARX Asia Investment Advisors Limited	中国香港特別行政区	3,100千香港ドル	資産運用業	なし	運用の委託	運用助言報酬の支払（注１）	102	その他未払金	23
						業務の委託	業務委託報酬の支払（注１）	192	その他未払金	50
						海外籍ファンドの運用・管理の委託	運用報酬等の受取（注１）	68	未収投資顧問料	6

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１） 市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

（注２） 上記の表のうち、日本国内の会社については期末残高に消費税を含めており、取引金額に消費税等を含めておりません。また、日本国外の会社については期末残高及び取引金額に消費税等を含めておりません。

２ 親会社に関する注記

親会社情報

スパークス・グループ株式会社（株式会社東京証券取引所プライム市場に上場）

当事業年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

１　関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）（注２）	科目	期末残高（百万円）（注２）
親会社	スパークス・グループ株式会社	東京都港区	8,587	純粋持株会社	（被所有）直接　100	グループ管理会社	業務委託報酬の支払（注１）	526	その他未払金	133
							運用報酬等の受取（注１）	2,186	未収投資顧問料	358
							配当金の支払	3,800	－	－
							私募の取扱手数料の受領（注１）	0	前受収益	5

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）　市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

（注２）　上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）（注２）	科目	期末残高（百万円）（注２）
同一の親会社をもつ会社	スパークス・グリーンエナジー&テクノロジー株式会社	東京都港区	25百万円	再生可能エネルギーにおける発電事業及びそのコンサルティング	なし	本社事務所の賃貸	賃貸料の受取（注１）	6	未収入金	1
						業務の委託	業務委託報酬の支払（注１）	2	その他未払金	1
	スパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社	東京都港区	100百万円	資産運用業	なし	業務の委託	業務委託報酬の受取（注１）	7	未収入金	1
						本社事務所の賃貸	賃貸料の受取（注１）	2	未収入金	0
	スパークス・ＡＩ&テクノロジーズ・インベストメント株式会社（注３）	東京都港区	50百万円	資産運用業	なし	業務の委託	業務委託報酬の受取（注１）	0	未収入金	0
						本社事務所の賃貸	賃貸料の受取（注１）	2	未収入金	0
	SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.	韓国ソウル	4,230百万韓国ウォン	資産運用業	なし	海外籍ファンドの運用・管理の委託	運用報酬等の受取（注１）	9	未収投資顧問料	1
						業務の委託	業務委託報酬の支払（注１）	416	その他未払金	89
	SPARX Asia Investment Advisors Limited	中国香港特別行政区	3,100千香港ドル	資産運用業	なし	運用の委託	運用助言報酬の支払（注１）	151	その他未払金	36
						業務の委託	業務委託報酬の支払（注１）	67	その他未払金	0
	SPARX Asia Capital Management Limited	英国領ケイマン諸島	44,001千米ドル	資産運用業	なし	海外籍ファンドの運用・管理の委託	運用報酬等の受取（注１）	79	未収投資顧問料	8

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１） 市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

（注２） 上記の表のうち、日本国内の会社については期末残高に消費税を含めており、取引金額に消費税等を含めておりません。また、日本国外の会社については期末残高及び取引金額に消費税等を含めておりません。

（注３） スパークス・ＡＩ&テクノロジーズ・インベストメント株式会社は2025年４月１日付でスパークス・インベストメント株式会社に社名変更しております。

２ 親会社に関する注記

親会社情報

スパークス・グループ株式会社（株式会社東京証券取引所プライム市場に上場）

（１株当たり情報）

前事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	当事業年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
１株当たり純資産額　211,684円56銭	１株当たり純資産額　243,903円80銭
１株当たり当期純利益金額　100,629円65銭	１株当たり当期純利益金額　108,194円82銭
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）１．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度末 （2024年３月31日）	当事業年度末 （2025年３月31日）
純資産の部の合計額（百万円）	10,584	12,195
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	－	－
普通株式に係る期末純資産額（百万円）	10,584	12,195
１株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（株）	50,000	50,000

２．１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	当事業年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
当期純利益（百万円）	5,031	5,409
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－	－
普通株式に係る当期純利益（百万円）	5,031	5,409
普通株式の期中平均株式数（株）	50,000	50,000

（重要な後発事象）

当事業年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①　自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

②　運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

③　通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

④　委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤　上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定めるもの。

５【その他】

(1) 定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要となります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

① 受託会社

名　　称　三井住友信託銀行株式会社
資本金の額　342,037百万円（2025年３月末日現在）
事業の内容　銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき、信託業を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

名　　称　株式会社日本カストディ銀行
資本金の額　51,000百万円（2025年３月末日現在）
事業の内容　銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき、信託業を営んでいます。
再信託の目的　原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

② 販売会社

名称	資本金の額 (2025年３月末日現在)	事業の内容
株式会社みずほ銀行	1,404,065百万円	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	54,323百万円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	19,495百万円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱ＵＦＪ eスマート証券株式会社	7,196百万円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945百万円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社福岡銀行	82,329百万円	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
PayPay銀行株式会社	72,216百万円	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社熊本銀行	10,000百万円	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社十八親和銀行	36,878百万円	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	13,195百万円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。

２【関係業務の概要】

① 受託会社：ファンドの受託会社として信託財産に属する有価証券等の管理・計算事務を行います。
なお、信託事務の一部を株式会社日本カストディ銀行に委託します。
② 販売会社：募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務および一部解約金、分配金、償還金の支払いに関する業務等を行います。

３【資本関係】

① 受託会社：該当事項はありません。
② 販売会社：該当事項はありません。

第３【参考情報】

当計算期間において、法第25条第１項各号に掲げる書類は、以下の通り提出されております。

2024年８月19日　有価証券報告書、有価証券届出書

2025年２月19日　半期報告書、有価証券届出書

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

２０２５年6月２０日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　櫻 井　雄 一 郎

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　稲 葉　宏 和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスパークス・アセット・マネジメント株式会社の２０２４年４月１日から２０２５年３月３１日までの第１９期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・アセット・マネジメント株式会社の２０２５年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

２０２５年7月１１日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻 井 雄 一 郎

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスパークス・ジャパン・オープンの２０２４年5月２１日から２０２５年5月１９日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・ジャパン・オープンの２０２５年5月１９日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、スパークス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。
当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

スパークス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。